



平成30年7月18日

岡山市消費生活センター

ご用心 災害に便乗した悪質商法

◆◆過去の災害発生時に寄せられた相談事例

地震、大雨などの災害時には、それに便乗した悪質商法が多数発生しています。また、義援金詐欺の事例も報告されています。義援金は、たしかな団体を通して送るようにしてください。



【事例：工事、建築】

- ・日に3～4回訪問され、屋根の吹き替え工事契約を迫られた。
- ・屋根の無料点検後、そのまま放置すると雨漏りすると言われ高額な契約をさせられた。
- ・豪雨で雨漏りし修理してもらったがさらにひどくなった。



★アドバイス★

- ・修理工事等の契約は慎重に。
- ・契約を迫られても、その場では決めないで。
- ・契約後でもクーリング・オフができる場合があります。

クーリング・オフ



【事例：寄付金、義援金】

- ・ボランティアを名乗る女性から募金を求める不審な電話があった。
- ・市役所の者だと名乗る人が自宅に来訪し義援金を求められた。

★アドバイス★

- ・不審な電話はすぐに切り、来訪の申し出があっても断って！
- ・金銭を要求されても、決して支払わない。
- ・公的機関が、電話等で義援金を求めることはありません。
- ・寄付をする際は、募っている団体等の活動状況や用途をよく確認！

【事例：災害をきっかけ・口実にした勧誘トラブル】

- ・屋根の修理工事を火災保険の保険金の額で行うと言う業者が信用できない。
- ・アンケートに答えたら補償金が受け取れると言われた。

★アドバイス★

お困りの際には、一人で悩まず消費生活センターにご相談ください。



消費生活センターへ相談！

※(独)国民生活センターHPより抜粋
※消費者庁イラスト集より

岡山市消費生活センター	
電話	(086) 803-1109
相談日	月曜～金曜
時間	9時～16時

または



岡山県消費生活センター	
電話	(086) 226-0999
相談日	火曜～日曜
時間	9時～16時30分